

【5】住宅改修支援事業

内 容	<p>介護予防支援又は居宅介護支援の提供を受けていない要支援又は要介護認定者に対し、介護支援専門員が行った住宅改修費の支給申請に係る理由書作成を行った場合に介護支援専門員等の所属する事業所に補助金を交付する。</p> <p>※介護予防支援又は居宅介護支援の契約前に住宅改修の理由書を作成した場合でも、同月に介護保険サービスの利用があり、ケアプラン料が発生している月については対象外となります。</p>
利用の流れ	<p>①報告書の提出 対象となる月の翌月10日までに「住宅改修支援事業報告書」を市へご提出ください。 ※報告書様式が必要な方はメールにて送付いたしますので下記担当までご連絡ください。</p> <p>②市で報告書を確認（年度末） 毎年4月から翌年3月までの報告書を取りまとめ、各事業所へ確認させていただきます。 併せて申請書をお送りしますので、各事業所で件数などを確認し押印をお願いします。</p> <p>③市から決定通知書を送付 申請書を確認後、市から決定通知書と請求書を各事業所へ送付します。請求書の提出があった事業所へ1件につき2,000円を事業所指定の口座へ振り込みさせていただきます。</p>

担当：高齢者福祉課 地域包括推進係

☎ 31-0245

✉ koreifukushi@city.masuda.lg.jp